

例 言

1. 本書は国指定史跡 鬼城山の整備事業に伴い平成6～7年度（東門）と平成16年度（第1水門貯水池・土塁状遺構）に総社市教育委員会が実施した発掘調査の報告書である。本書では、これまで報告未完であった東門の発掘調査成果を盛り込んだ。
2. 発掘調査は平成6年11月21日～平成7年5月19日（東門）、平成16年4月20日～平成16年7月29日（第1水門貯水池・土塁状遺構）に実施した。
3. 本書の作成は総社市埋蔵文化財学習の館にて行い、執筆は文化課文化財係職員 松尾洋平と、一部を谷山雅彦が執筆し、編集を松尾が行った。
4. 出土遺物の洗浄・復元は近藤雅子、田中富子（埋蔵文化財学習の館）が行い、遺構・遺物の実測・トレースは松尾、遺物の拓本は田中が行った。
5. 本書に記載された高度値は海拔高であり、遺構図の方位は真北である。
6. 本書で使用した地形図は国土地理院発行の50000分の1の地図を複製したものであり、その他は総社市発行の地形図や、史跡整備に関連して作成したものを一部改変したものである。
7. 本書では掲載した土器実測図の内、中心線の左右に白抜きのあるものは復元実測であることを示した。
8. 本書における土層の色調については『新版標準土色帖』（農林水産省農林技術会議事務局監修、財団法人日本色彩研究所色票監修）と、肉眼観察に基づく色調の二通りを表記している。
9. 本書に関連する出土遺物および図面、写真、マイクロフィルム等はすべて総社市埋蔵文化財学習の館に保管している。
10. 本文の用例については報告書『鬼ノ城』に準じ、塁状区間は反時計回りにすすんで頭部、尾部と称する。
11. 土層断面図の土層注記は遺構の性格により、上層から下層にかけて番号付けを行うか、あるいはその逆を表記し、あえて統一していない。
12. 発掘調査及び報告書の作成にあたっては、下記の方々から多くのご指導、ご教示をいただいた。記して謝意を表します。（順不同、敬称略）
須原 緑、向井一雄、渡邊芳貴、小川秀樹、
田中淳也、松波宏隆、亀田修一、山田隆文、
北垣聡一郎、山元敏裕、小田富士夫、武末純一、
義則敏彦、今井和彦、成周鐸、成正鏞、車勇杰、
梅崎恵司、山内紀嗣、田中正弘



総社市位置図